

和歌山地方最低賃金審議会

特別小委員会（第3回）資料目次

- 1 和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定に係る申出書
- 2 特定最低賃金の改正の必要性に関する形式的審査結果

資料
No. 1

令和2年 9月11日

和歌山労働局長 殿

和歌山県小売最賃会議
議長 田中 博景

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、和歌山県百貨店・総合スーパーの最低賃金の改正の決定を下記の通り申出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
和歌山県において、百貨店・総合スーパーを営む使用者に使用される労働者。
(2,392名)
2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名
和歌山県百貨店,総合スーパー最低賃金
3. 申出の内容
上記2の最低賃金の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 当該最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲
和歌山県において百貨店・総合スーパーを営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものは除く。
 - (1) 適用範囲
和歌山県の適用除外
 - 1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - 2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - 3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
5. 申し出の理由
 - (1) 申請産業に於ける事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者（又は使用者）の概ね3分の1以上の合意をもって法定最低賃金の決定を求めるものである。
 - (2) 申請産業は、企業間、地域間、又は組織労働者と未組織労働者の間あるいは正



規労働者と、パートタイマーに大きな賃金格差の改正のため範囲と金額の見直しを求める。

6. 添付書類

- (1) 労働協約の写し
- (2) 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写し
- (3) 協議組織に於ける合意の内容を表す書面
- (4) 機関決定の書面
- (5) 個々の労働者又は従業員組織に於ける合意書
- (6) 申し出代表者に対する委任状
- (7) それぞれ合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面

以上

特定最低賃金の改正の必要性についての形式的審査結果

和歌山労働局

産業別最低賃金	申出年月日		申出の理由	基幹的労働者または使用者の範囲	形式的要件の適否(審査)	備考
	団体名					
百貨店総合スパー	令和2年9月11日	改正決定	和歌山県小売最賃会議 議長 田中 博景	①当該産業別最低賃金の適用を受け る基幹的労働者 2,392名	適 正 ② / ① % 68.6 %	申出者数が対象 基幹労働者数の 1/3を満たして いる。
				②申出を行う者が代表する基幹的労働者 4団体 6事業所 1,243名 397名		